

美浜町農業基本計画

～美浜町農業がめざす姿と六つの戦略～

平成27年3月
美浜町

目次

農業政策の転換と計画策定の趣旨	1
美浜町農業の特性と課題	2
二つの基本理念と六つの戦略	6
計画体系図	7
基本理念とそれを実現するための六つの戦略	
戦略1 地域の農業・農村の保全・振興	9
戦略2 農業経営体の支援・育成	12
戦略3 町の状況・特色に応じた農業の活性化	14
戦略4 地産地消の推進・農産物の販路拡大	18
戦略5 自然環境と安全・安心に配慮した農業の推進	20
戦略6 農業サポートセンター（仮称）の創設・運営	22
計画推進体制	23
計画推進にかかるスケジュール	25
巻末資料	26
計画策定の経緯	32
美浜町農業基本計画策定委員会 委員・事務局	33

農業政策の転換と計画策定の趣旨

農業は、国民に安定的な食料を供給することを目的とした産業として、農業者の所得確保の源泉となり地域の経済を支えています。それと同時に、生態系や自然環境を保全する役割があり、農地が適正に管理され農業が維持・発展することは、私たちにとって豊かな暮らしと農村社会の振興に貢献します。

現在、わが国の農業政策は、所得倍増のための方策や農地の集約をめざした農地中間管理機構（農地集積バンク）の設立、さらには生産調整の廃止や日本型直接支払制度の創設など、大きな転換期を迎えています。こうした国の農政に対応しつつ、地域農業の発展と農村振興を図っていくためには、地域の実情・特色に応じた施策を展開していくことも重要です。そこで美浜町農業基本計画の策定にあたっては、国や県が示している農業の方向性を踏まえつつ、町農業が抱えている課題と地域の特性を考慮しながら、5年後（平成31年度）を念頭に置いた美浜町農業の姿とそれを実現するための方策について、いろいろな立場からのご意見を聴きながら取りまとめました。

本計画は国の「食料・農業・農村基本計画」及び福井県の「ふくい農業基本計画」の農業政策を踏まえつつ、本町の「総合振興計画」の農業分野における施策をより具体化するものとして策定し、計画期間において町が取り組む農業施策の基本理念及び各種事業の方向性を示す戦略を定めたものです。

美浜町農業の特性と課題

美浜町の農業は、その豊かな自然環境や地域の資源、技術を活かしながら展開してきました。

圃場整備が進んだ田の条件を活かして水稻や大麦を中心とした生産が行われるとともに、その他にも飼料作物、黒エダマメ、白ネギ、一寸ソラマメ、キャベツ、サツマイモ、大豆、大根など、多くの品目が栽培されています。小規模とはいえ、ウメやブドウなどの果樹生産に取り組む農家もみられます。

戸数は僅かなものの酪農を営む農家もあり、大規模な堆肥化施設が整備され、畜産業で発生する家畜糞尿を利用して堆肥を生産し、それを農地に散布して土壌改良に利用しています。

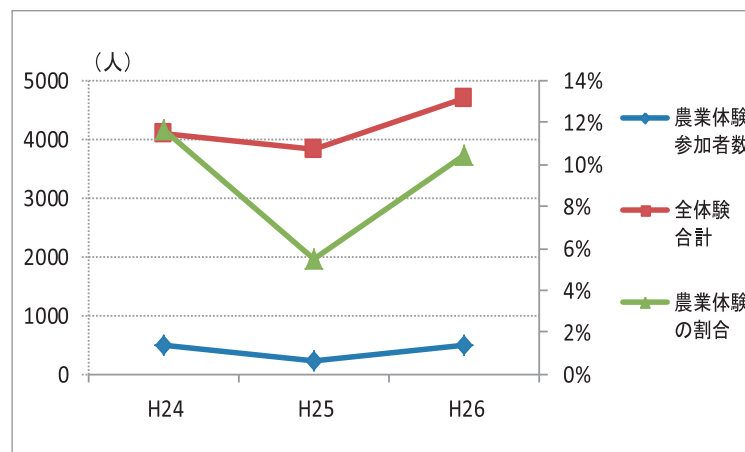
近年では、「若狭美浜はあとふる体験」の取り組みにより、農業はもちろん、漁業や里山・森林の資源を活かした豊富なメニューの農林漁業体験を実施し、町外の子ども・若者たちとの都市農村交流事業が一定の広がりを見せています。

▼若狭美浜はあとふる体験（農業体験）参加者数

(単位：人)

	田植え	農家体験	稲刈り	野菜収穫	花卉作業	酪農作業	梅の収穫	農業体験合計	全体験合計	農業体験の割合
H24	382	1	2	2	38	31	22	478	4,112	11.62%
H25	0	71	0	0	89	27	22	209	3,830	5.46%
H26	353	51	0	0	42	18	29	493	4,712	10.46%

(NPO法人 はあとふる美浜ネットワーク調査より)



その一方で、本町農業はいくつかの解決すべき課題に直面しています。

第一に、人・組織の問題です。

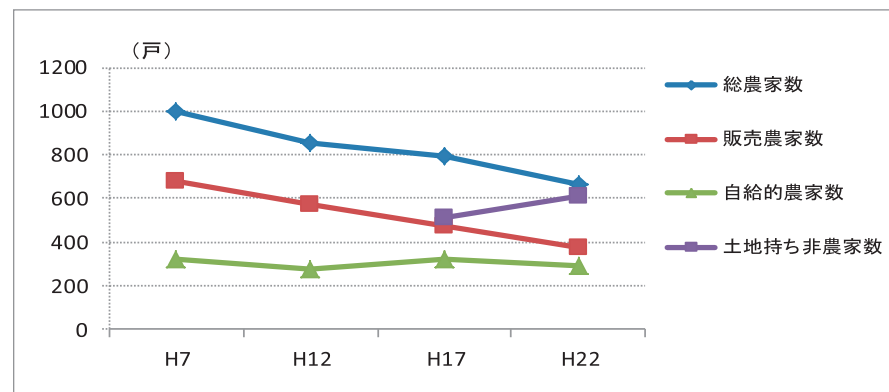
農業の担い手が減少・不足し、営農意欲の減退が見られます。また、農業者の高齢化や後継者不足の問題も生じていることから、新規就農の促進も含めた新しい担い手対策に取り組むことや集落営農組織を設立することが課題です。

▼町内の農家数

(単位：戸)

	総農家数	その内 販売農家数	その内 自給的農家数	土地持ち 非農家数
H7	996	677	319	—
H12	854	575	279	—
H17	796	471	325	515
H22	661	372	289	612

(農林業センサスより)

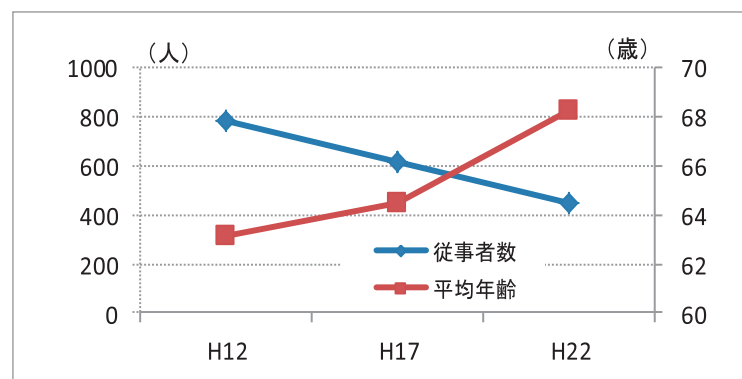


▼町内の農業就業者数・年齢(主として自営農業に従事)及び平均年齢

(単位：人・歳)

	従事者数	29歳 未満	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上	平均年齢
H12	783	37	27	35	89	257	338	63.1
H17	618	32	10	17	71	193	295	64.5
H22	450	3	5	6	42	128	266	68.2

(農林業センサスより)



第二に、販売対応も含めた農業経営の問題です。

生産資材、飼料代などの高騰による生産費の増加、農産物価格の低迷による収益性の低下が農業経営を厳しく圧迫しており、認定農業者（専業農家）をはじめとする担い手の経営が厳しくなっています。また、小規模農家、兼業農家の経営にとっても、農業機械の更新に対する負担が増加しています。販売面においては、販路拡大のための設備や情報・交渉機会が不足し、6次産業化への取り組みも遅れています。

このことから、園芸部門をはじめとする農業経営の複合化、6次産業化などによる多角化を進めることにより、強靱な農業経営体を育成すること、ならびに地産地消の推進による町内産農産物の利用向上や町外への販売ルートを開拓することが課題です。

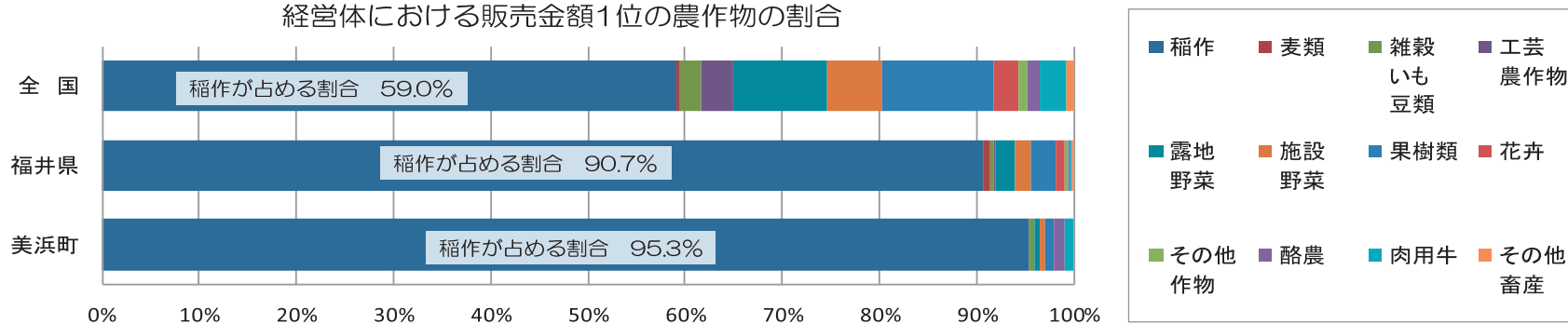
▼農産物販売金額1位の部門別経営体数

(単位：経営体)

	合計	稲作	麦類	雑穀 いも 豆類	工芸 農作物	露地 野菜	施設 野菜	果樹類	花卉	その他 作物	酪農	肉用牛	その他 畜産
美浜町	344	328	0	2	0	2	2	3	0	0	4	3	0
福井県	18,753	17,002	149	63	11	376	323	475	183	69	32	37	33
全 国	1,506,576	889,387	5,917	33,184	50,118	146,207	83,096	173,465	40,072	12,415	20,164	41,077	11,474

(2010農林業センサスより)

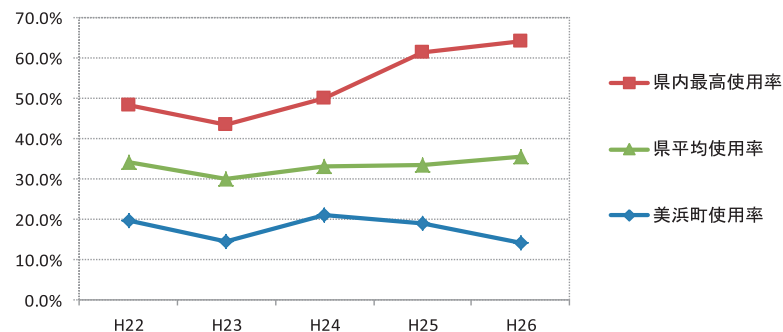
経営体における販売金額1位の農作物の割合



▼学校給食における地場産食材使用率・使用品目数の推移

調査年度	美浜町		県内市町の最高使用率		県平均	
	地場産食材使用率	使用品目	地場産食材使用率	使用品目	地場産食材使用率	使用品目
H22	19.7%	12.5	48.3%	33.1	34.3%	21.1
H23	14.6%	12.5	43.4%	25.9	30.0%	22.0
H24	21.0%	12.0	50.2%	35.0	33.2%	22.4
H25	18.9%	17.0	61.4%	41.8	33.6%	22.7
H26	14.0%	13.0	64.3%	26.7	35.6%	23.6

(学校給食食材産地別使用量調査より)



第三に、農地及びそれを取りまく農村社会の問題があります。

農業の停滞は、農地の利用率を低下させ、不採算農地をはじめとする耕作放棄地の増加を招いています。生産条件が不利な中山間地域では、鳥獣被害が深刻化し農業用施設の管理や保全のうえで厳しい問題が生じています。

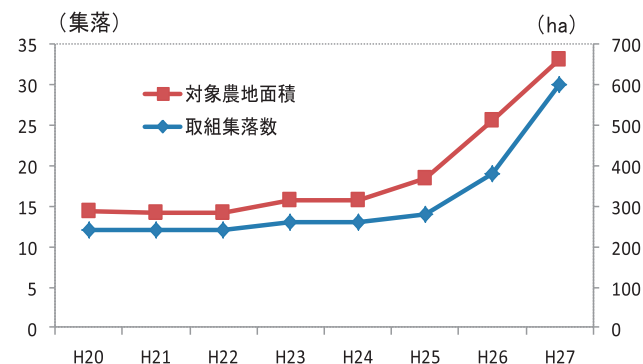
農業の停滞は、農村社会の活力にも影響を及ぼします。若者の町外流出や空き家の増加、土地持ち非農家や地域住民の農業や農地に対する関心も薄れつつあり、人と人との結びつきが弱まる傾向にあります。

このことから、農業生産だけではなく多面的な役割を持つ農地を地域の資源と位置づけて適正な管理を行っていくこと、交流体験型農業の推進や耕畜連携、安全・安心を重視した食の確保により、地域の人たちの農業に対する理解・関心を深めていくことが課題です。

▼多面的機能支払交付金活動区域数・対象農用地面積の推移(※H27は計画数)

年度	区域数(集落)	区域実施率	対象面積(ha)	面積実施率
H20	12	40.0%	285.3	40.8%
H21	12	40.0%	284.9	40.7%
H22	12	40.0%	284.9	40.7%
H23	13	43.3%	315.0	45.0%
H24	13	43.3%	315.2	45.0%
H25	14	46.7%	367.9	52.6%
H26	19	63.3%	511.5	73.1%
H27	30	100.0%	662.2	94.6%

(美浜町農林水産課調べ)



二つの基本理念と六つの戦略

美浜町農業基本計画では、産業としての農業を発展させると同時に、農業が多面的な役割を持ち農村の振興を果たすことを重視しながら、以下に示す二つの基本理念とそれを実現するための六つの戦略を設定しました。

〈基本理念Ⅰ〉

「農業の多面的機能の発揮、豊かな暮らしと農村社会を育むための

『生きがいつくり・むらづくり農業』（農村振興型農業）の実現」

集落営農組織、兼業農家、新規就農希望者や地域住民も農業・農村の維持・振興にとっては大切な存在であると位置づけ、「人・農地プラン」に基づく集落での話し合い、中山間地域の農地の管理、若者の定住促進等に取り組みます。施策の展開にあたっては、国や県の方針を尊重しつつ、美浜町の現状や特徴を踏まえた取り組みを行うことを重視します。

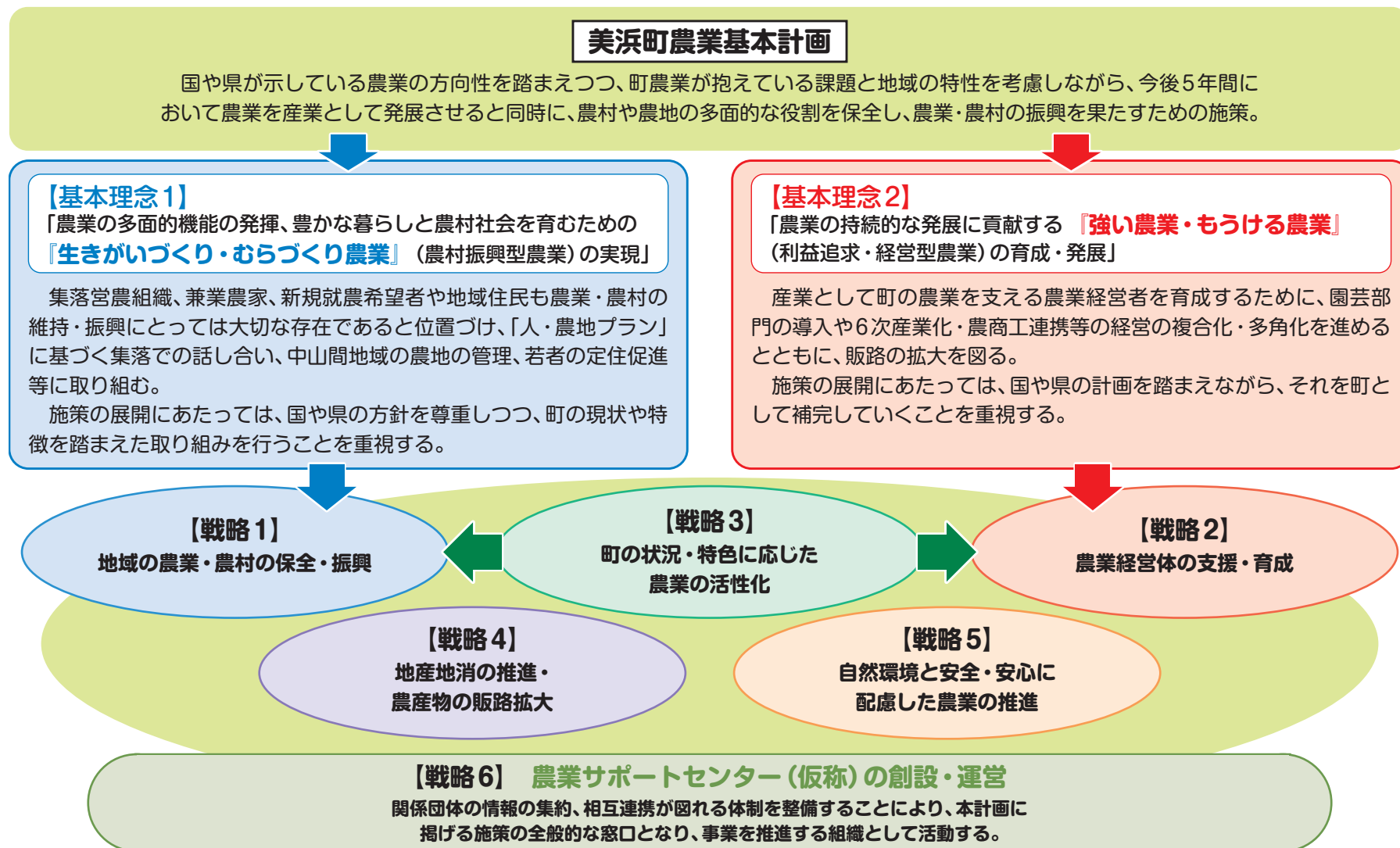
〈基本理念Ⅱ〉

「農業の持続的な発展に貢献する

『強い農業・もうける農業』（利益追求・経営型農業）の育成・発展」

産業として美浜町の農業を支える農業経営者を育成するために、園芸部門の導入や6次産業化・農商工連携等の経営の複合化・多角化を進めるとともに、販路の拡大を図ります。施策の展開にあたっては、国や県の計画を踏まえながら、それを町として補完していくことを重視します。

計画体系図



【戦略1】 地域の農業・農村の保全・振興

- ①集落における「人・農地プラン」の実現に向けた支援
- ②地域での集落営農の運営・立ち上げに対する支援
- ③不採算農地の耕作に対する支援
- ④新規就農者の確保・育成
- ⑤小規模農家・兼業農家の持続的活動に対する支援
- ⑥住民の農地及び農業への関わりを強化

【戦略2】 農業経営体の支援・育成

- ①複合経営の導入に対する支援
- ②6次産業化・農商工連携による事業展開を推進
- ③担い手農家の不採算農地・遊休農地の耕作に対する優遇措置
- ④農業経営における雇用促進・新規就農者の雇用支援

【戦略3】 町の状況・特色に応じた農業の活性化

- ①農村振興型作業受託組織の設立
- ②農業機械・乾燥調製施設の共同利用の推進
- ③町の特性に応じた園芸導入の推進
- ④農業全般における地域リーダーの育成・体制強化
- ⑤女性農業者を応援
- ⑥交流体験農業の推進
- ⑦健康農園、ふれあい農園、学校農園等の開設
- ⑧鳥獣害対策の強化

【戦略4】 地産地消の推進・農作物の販路拡大

- ①町内産農作物の地元利用の推進
- ②都市部への農林水産物の直売販路の開拓・強化
- ③多元化した販路の確保
- ④農作物のブランド化を町全体でPR

【戦略5】 自然環境と安全・安心に配慮した農業の推進

- ①耕畜連携による地域循環型農業の強化
- ②農地を活用した飼料生産を推進
- ③食の安全の確保と品質の向上を推進
- ④新規畜産施設の整備・運営による「攻めの農業」への転換

【戦略6】 農業サポートセンター（仮称）の創設・運営

〈センターの主な機能・業務〉

- ①情報（園芸導入・販路拡大・補助事業・農地管理・地域活動等）の集中管理による相談機能の強化
- ②新規販路開拓のための相談、マッチング
- ③農村振興型作業受託組織の設置・運営、ヘルパー登録制度の導入
- ④農地のあっせん・農地中間管理事業に係る調整
- ⑤新規（青年・高齢者）就農者支援、企業参入の窓口
- ⑥中古農機具のあっせん・情報提供、機械共同利用の調整
- ⑦基本計画の推進に係る事業全般の実施

戦略1は「生きがいつくり・むらづくり農業」、戦略2は「強い農業・もうける農業」に関する施策を、戦略3、戦略4、戦略5は、町の特性も踏まえたうえで、これら二つの農業にとって共通する施策として位置づけられるものです。戦略6は、以上の五つの戦略を実行するための手段として、農業サポートセンター（仮称）の役割について示したものです。

戦略1 地域の農業・農村の保全・振興

農村は、農業の持続的な発展を支える基盤であると同時に、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、今後とも重要かつ多面的な役割を果たす必要があります。また、農道、集落内及び集落間を結ぶ道路は、生産と生活機能を併せ持つ農村集落における基本的な交通施設であり、農業用排水路・ため池などの遊水機能を有する施設は、自然災害を未然に防止して水質保全と快適性の向上を図り、農村広場等は多彩な交流の場を提供します。

ところが、近年では、農村の過疎化・高齢化や農家と非農家の混住化が進み、地域営農や農村コミュニティが弱体化しつつあります。また、兼業農家や小規模農家においては、高齢化等に伴い機械更新や世代交代等を機に耕作を中止し、その結果、農業後継者に継承されず担い手にも集積されない遊休農地が増加傾向にあり、これらを放置すれば担い手の利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の農業生産に大きな支障を及ぼす恐れがあります。

このため、農村地域では農家や非農家の分け隔てなく、地域が一体となってこれからの営農、環境保全等を話し合う組織の強化が必要となっています。また、地域での営農を継続するために不採算農地の耕作に対する支援や効率化、省力化を進めていくことが求められます。

※国、県の方針を踏まえながら町の現状にあわせた独自の施策を展開します。

① 集落における「人・農地プラン」の実現に向けた支援

各集落での話し合いにより挙げられた農業の方針、課題等に対して、本計画に基づき集落の特性に応じた支援・指導及び情報提供を強化します。



② 地域での集落営農の運営・立ち上げに対する支援

人・農地プランにおいて中心となる経営体が不在の集落が集落営農組織を立ち上げる場合に、集落での意見調整や農地の集積計画について支援するとともに、組織の立ち上げや補助事業に関する情報提供を強化します。

③ 不採算農地の耕作に対する支援

山際の農地や傾斜度の高い農地、集落内の小規模農地、不整形農地などの不採算農地を耕作する地域の農業者に対し、条件の良い農地を耕作した場合と比較して、過度の不利益や作業負担が生じることを防ぐための体制を整備し、生産者の負担軽減や耕作放棄地の増加防止を図ります。



④ 新規就農者の確保・育成

新規就農者を確保・育成するため、離農した農業者の農業機械資産、耕作されていない農地、及び町外者に対しては町内の空き家を組み合わせ、就農斡旋イベント等を活用して広域的に情報発信し、町内外からの新規就農者の確保・育成に努めます。

特に、町外からの新規就農者に対しては、町内での定住化を促進するため、住宅及び農業資産等の取得や、地域住民との交流に関する支援を行います。

⑤ 小規模農家・兼業農家の持続的活動に対する支援

小規模農家・兼業農家の持続的活動を支援するため、農業機械の共同利用の体制を整備し、農業機械購入費の負担軽減や農作業の効率化を図ります。

⑥ 住民の農地及び農業への関わりを強化

農家、非農家に関わらず地域全体での農地、農道、水路等の維持管理体制を強化するために地域活動の取り組みを支援し、中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金（旧農地・水・環境保全向上対策）の活動内容の充実、未活用地域の利用拡大を図ります。

また、現在、地域ごとに取り組んでいる多面的機能の維持・発揮のための共同活動の事業運営を町で一本化することにより、スケールメリットを生かした事業の効率的活用を推進します。



戦略2 農業経営体の支援・育成

農業就業者が減少する中で、効率的かつ安定的な経営体への発展を目指して、認定農業者をはじめ、地域営農の中心的役割を担う農業者、集落営農組織を育成・確保することが重要な課題となっています。

しかしながら、町内の認定農業者においては、米価の下落等による収入の減少や生産コストの増加、労働力不足等が原因となり、経営面積や雇用の規模拡大、園芸導入や6次産業化等の経営の多角化を進めることが困難な状況となっています。

このため、国の政策や県の基本計画による農業施策を補完しながら、町の特性や課題に沿って農村振興対策とも連携した担い手農家の支援対策を講じます。

※「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を基本として対応します。

① 複合経営の導入に対する支援

経営の多様化、米依存からの脱却を目的として、新たに園芸作物等を導入し複合経営を展開するためには、作物にあわせた新たな機械が必要となり、その整備費等が大きな課題となっています。個々の農家が自ら所有するには負担が大きく効率も悪いため、機械のリース、数戸の農家による共同利用体制を推進します。



② 6次産業化・農商工連携による事業展開を推進

事業導入コーディネーターのあっせんや既存の県補助事業の活用を支援します。また、近隣の食品製造・販売業者との連携について、情報提供、マッチング等を行い、6次産業化・農商工連携による事業展開を推進します。

③ 担い手農家の不採算農地・遊休農地の耕作に対する優遇措置

不採算農地を耕作する担い手農家等に対し、町が行う機械整備補助事業等の採択要件として適用するなど、不採算農地・遊休農地の耕作に対する成果に見合った優遇措置を導入します。



④ 農業経営における雇用促進・新規就農者の雇用支援

担い手農家の労働力確保のための雇用については、既存の県補助事業を活用しながら、必要に応じて雇用期間や事業費等を追加するなど、雇用を促進、支援します。

また、新規就農者の雇用についても、研修等の受け入れ先となる担い手等を対象に、町内外からの就農希望者の受け入れ体制を整備します。

戦略3 町の状況・特色に応じた農業の活性化

中山間地域が多くを占める本町においては、山際の農地や傾斜のある農地、小区画の農地など条件の悪い不採算農地が多くあります。これらの農地では、担い手による利用権設定や農作業受託が困難であり、耕作放棄や農村機能の衰退につながる要因となっています。また、有害鳥獣による農作物への被害も発生しており、農家の生産意欲を減退させる大きな要因となっています。

このため、不採算農地での耕作支援や転作、農園整備による農地の有効活用を推進するとともに、獣害対策や農業施設の共同利用等を図りながら農家の生産意欲の向上を推進します。

一方、農村集落においては、地域コミュニティの衰退や離農世帯における若者の町外流出等が深刻化しており、農業を職業として捉える新規就農者の確保、育成が必要となります。また、町外からの転入や農地の有効利用のきっかけとなる都市部をはじめとする他市町村との交流も重要であるため、農業を核とした町内外の交流推進対策を講じるとともに、多様な担い手を育成・確保するため、町内外からの新規就農者の受け皿づくりや定住化の推進、女性や高齢者の営農参画の促進など町の状況や特色に応じた様々な支援対策を講じます。

また、町の将来を担う子どもたちによる農業の取り組みは、町内の多くの小学校で農業体験を通じた学習活動が行われており、今後も支援を強化します。これらの取り組みを通じて、農業の持つ多面的機能の啓発を進め、農業の重要性に関して生産者及び消費者としての理解が深まる事業を展開します。

① 農村振興型作業受託組織の設立

担い手農家の不在等により持続的な耕作が困難な地域においては、農作業の負担軽減対策として、町独自の農作業受託組織等の組織化や育成を積極的に進めます。機械が必要となる基幹作業は組織に委託し、水、畦畔管理等の日々の作業は農地所有者が受け持つ作業分担体制を整備することにより、農地所有者が耕作者としての自覚を持ち続け、地域全体での農地の保全を図ります。



② 農業機械・乾燥調製施設の共同利用の推進

農業機械等の共同利用を希望する農業者を対象に、利用希望の集約、利用規則等の調整を図り、共同利用組織の設立、運営を支援します。

また、共同利用組織への新規参入者等の募集、規模拡大を図ります。



③ 町の特性に応じた園芸導入の推進

福井県園芸研究センターやJAとの連携を図り、町の特性に合った園芸作物に関する情報発信を行い、営農指導を強化します。また、同センターを活用して山際の農地を活用した獣害に強い（獣の被害が少ない）作物の研究、導入を進めます。

④ 農業全般における地域リーダーの育成・体制強化

行政やJA、他集落との連絡窓口や地域での情報共有、獣害対策、就農希望者の指導等の窓口となる地域リーダーの育成を推進します。

⑤ 女性農業者を応援

魅力ある農業づくりや6次産業化の推進には、地域でいきいきと活躍している女性たちの斬新なアイデアや自由な発想が不可欠です。このため女性農業者が積極的に活躍できる場を提供するなど、女性向けの支援施策を強化します。



⑥ 交流体験農業の推進

現在、町で進めている「若狭美浜はあとふる体験」のインストラクターの育成、体験内容の充実、交流の推進を図ります。また、商工観光業をはじめとする各分野との連携強化を図るとともに、町内農業者の経営の多角化、新規就農者の育成を支援します。

⑦ 健康農園、ふれあい農園、学校農園等の開設

高齢者の生きがいや健康づくり及び町内外の住民との交流を促進するため、農地を利用して野菜や花を育てるための農園を開設します。

また、小中学校において、段階に応じた農業体験を実施することにより、食育や農業を幅広く学び、職業としての農業に関心を深める教育活動に取り組みます。



⑧ 鳥獣害対策の強化

地域での獣害柵の管理体制を強化するとともに、狩猟免許取得の推進、捕獲檻等の利用拡大など有害鳥獣の捕獲体制についても強化します。

また、推進リーダーの体制強化、集落ごとの説明会や講習会の実施により、住民の獣害防止の意識向上を図ります。



戦略4 地産地消の推進・農産物の販路拡大

町の農業振興、農家の営農継続のための最も基本的な目標として「農家が生産した農作物が高い収益を生むこと」、「地域で育てられた農作物がその地域で消費されること」が挙げられます。

しかしながら、町給食センターや観光施設での町内産農産物の活用や、町内販売店や朝市での販売規模については、利用率が低く十分な効果が表れていない現状にあります。また、都市部などの町外の消費地への販路についても常時確保できていないのが実状です。

このため、消費者の多様なニーズを的確に把握し、品質の向上と安定供給体制づくりを行い、販売機会の拡大とともに消費者にとって魅力のある農産物としてのブランド化を推進します。また、地産地消を基本としつつ、県内外市場への出荷も視野に入れた全国に発信できる特色ある農産物づくりを目指し、特産物のブランド化による消費量の増加に対応できるよう、高品質生産と出荷体制の整備及び販売取次窓口の一本化など農業生産・販売活動の強化を図ります。

また、地産地消の推進は、地元の生産者が安全な食物を生産し、地元の消費者が食べることで、人々の健康な体を作るとともに地域の健全な環境を守るということにつながります。したがって、町民にさらに多くの町内産農産物を提供するために、関係団体との連携を図り地産地消を推進します。

① 町内産農作物の地元利用の推進

町内産農作物の地元での消費を推進するために、町給食センター・町内民宿・観光施設等での利用を推進するとともに、直売所の設置やJA店舗内にある直売所施設（ファーマーズマーケット）の充実、既存朝市の規模の拡大、品質の向上に積極的に取り組みます。



② 都市部への農林水産物の直売販路の開拓・強化

町外への販路拡大を図るため、都市部の消費者や流通事業者等のニーズを踏まえ、本町の農林水産品・加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化し、多様な流通・販売チャンネルの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費・拡大を図ります。



③ 多元化した販路の確保

JAによる系統出荷、系統流通を基本に置きながら、段階的な販路拡大を支援します。

また、生産者が複数の販路を選択しながら営農計画を立てられるよう、町内外への販路の取次窓口の設置や遊休施設を活用した保管施設の整備及び共用について検討します。



④ 農作物のブランド化を町全体でPR

販路拡大のためには他地域との差別化が必須であるため、土づくりやこだわりの農法、地域の利点を生かしたブランド戦略を強化します。

また、市場の需要に即応した品種導入、生産調整や良品を揃える取り組みを強化します。

戦略5 自然環境と安全・安心に配慮した農業の推進

近年、食を巡っては、産地偽装問題や残留農薬など食の安全を揺るがす事件が相次いで発生しており、消費者の食に対する不安が増大しています。一方で、農作物の安全・安心を高めることは、商品のブランド化、販路拡大につながることであり、農業振興において重要な課題となっています。

このため、農業生産活動の持つ自然循環機能を活用しながら安全・安心な農産物を供給するため、地域循環型農業の推進や農薬の適正使用の徹底、環境保全に配慮した生産等の取り組みを基本に環境と調和した農業を推進します。

また、衰退傾向にある町内畜産業（酪農業）については、家畜排せつ物を使用した堆肥の生産と活用が地域循環型農業の形成・強化に必要であることから、大規模な新規畜産施設の整備による堆肥の利用拡大を検討します。

① 耕畜連携による地域循環型農業の強化

堆肥化施設を活用した耕種農家と畜産農家の連携による堆肥の生産、堆肥の活用による化学肥料や農薬の低減を推進し、環境保全、食の安全・安心、ブランド化につながる地域循環型農業を強化します。



② 農地を活用した飼料生産を推進

農地を活用した飼料作物（飼料用米、WCS等）の生産を推進し、町内産飼料の使用による安全・安心等の付加価値を高めるとともに近隣畜産農家の飼料費の削減を図ります。

また、飼料用米作付等への交付金を活用し、農家の安定した所得確保を推進するとともに、飼料用米等の作付による作期及び作業の分散化で、担い手への負担軽減、不作付地の解消を図ります。

③ 食の安全の確保と品質の向上を推進

生産履歴等の生産管理の推進による農作物の安全性確保、品質向上を推進し、販売競争力の強化、消費者の信頼確保を図ります。

④ 新規畜産施設の整備・運営による「攻めの農業」への転換

農業をはじめとした町全体の課題に対する施策の一つとして、大規模な新規畜産施設の整備、運営を検討し、畜産振興、循環型農業の強化、特産品開発、体験施設等の整備を図ります。



戦略6 農業サポートセンター（仮称）の創設・運営

これまで、効率的かつ安定的な経営を目指す経営体（担い手等）が農業生産の相当部分を担うよう施策を集中してきましたが、担い手等の現状を見てみると、さらに規模拡大を望んでいる経営体が少ないという状況があります。

今後、経営や基幹作業を担い手等へ移行したいとする小規模農家や土地持ち非農家等の見込みと、受け側としての担い手等の規模拡大や労働力確保等の経営計画について差異が生じています。

また、園芸導入等に係る営農指導や農作物の販路確保についても、農業者を先導する組織が存在しない状況にあります。

そこで、農地の管理保全や補助労働力の確保、農業経営上の問題等に対し、一元化して情報提供が可能な農業サポートセンター（仮称）を設置し、関係者が相互に連携を図れる体制を整備するとともに、本計画に掲げる施策の全般的な窓口となり、事業を推進する組織として活動します。

〈センターの主な機能・業務〉

- (1) 情報（園芸導入・販路拡大・補助事業・農地管理・地域活動等）の集中管理による相談機能の強化
- (2) 新規販路開拓のための相談、マッチング
- (3) 農村振興型作業受託組織の設置・運営、ヘルパー登録制度の導入
- (4) 農地のあっせん・農地中間管理事業に係る調整
- (5) 新規（青年・高齢者）就農者支援、企業参入の窓口
- (6) 中古農機具のあっせん・情報提供、機械共同利用の調整
- (7) 基本計画の推進に係る事業全般の実施

計 画 推 進 体 制

1 計画推進体制の検討・整備

計画初年度より計画に掲げる各戦略に対する地域、担い手農家、農協、行政等の役割を明確にし、アクションプラン（実行方策）作成を開始するとともに、戦略6に掲げる計画推進体制の基盤組織となる農業サポートセンター（仮称）を創設します。

2 基本理念の推進

基本理念に掲げる『生きがいづくり・むらづくり農業』の実現、『強い農業・もうける農業』の育成・発展を推進するため、基本理念に直結する戦略1及び戦略2の施策を最優先に着手します。

3 戦略の連携による施策の効果的な活用

戦略1及び戦略2の施策を進めながら、その他の戦略3から戦略5の施策を基本理念に関連付けて適時に着手し、基本理念の推進力として効果的な活用を図ります。

4 人・農地プランの内容充実、実現に向けての取り組みを推進

地域農業の将来設計図となる「人・農地プラン」の地域ごとの見直しにおいて、地域の状況を分析、課題を明確化などの作業を支援し、プランの内容充実、実現に向けての取り組みを推進します。

5 担い手農家の営農方針、地域での役割を再確認

認定農業者の経営改善計画や地域の人・農地プランの内容を踏まえながら、本計画の方向性や施策とのマッチングを図り、各農家の状況、将来像に合った経営強化及び地域での役割を支援します。

6 農地の活用状況を分析し、農業経営、地域農業の方向性を検討

各集落や担い手による農地の活用状況を分布図等により明確にし公開することにより、営農計画や人・農地プラン等の計画づくりに活用して、効率的な農業振興を図ります。

7 計画推進委員会等による進捗状況の確認、計画の見直し

計画の進捗状況の確認や推進にあたっての課題の協議を定期的を実施するとともに、町内外の農業情勢や国、県等の方針を踏まえた計画内容の見直しを行うための計画推進委員会等を設置します。

計画推進にかかるスケジュール

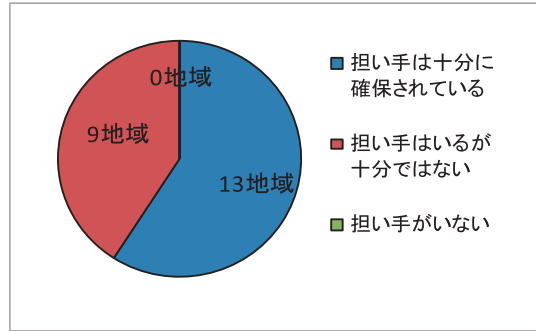
年 度	実施計画	計画の推進・見直し
平成26年度	平成27年3月 「美浜町農業基本計画」策定 ※基本計画… 計画期間において町が取り組む農業施策の基本理念及び各種事業の方向性を示す戦略を定めたもの	
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画に基づき「アクションプラン」の作成 ※アクションプラン… 基本計画実現のための具体的事業内容、スケジュール及び数値目標を定めたもの →アクションプランに基づき補正予算計上 ●事業着手 (基本理念に沿った戦略1・2を最優先に実行) ●サポートセンターの機能を明確化、設置準備 →サポートセンターの設立 ●戦略1・2の進捗にあわせて戦略3～5に着手 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画推進委員会の設置 ●計画推進体制の検討・確認
平成28年度以降	戦略全般について、地域(担い手・一般農家)、サポートセンター、県、農協と連携しながら事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ●農業情勢を踏まえて毎年度基本計画の見直し ●年度ごとのアクションプランの作成、事業予算化

巻末資料

●町内農村地域における「人・農地プラン」の策定状況 (美浜町農林水産課調べ)

▼今後の地域の中心となる経営体(担い手)の確保状況(町内全22地域中)

担い手は十分に確保されている	担い手はいるが十分ではない	担い手がいない
13	9	0



▼将来の農地利用のあり方(町内全22地域中)

担い手に集積・集約化する	担い手の分散錯圃を解消する	新規参入を促進し、参入者に集積・集約する	耕作放棄地を解消する
22	19	10	19

▼農地利用についての農地中間管理機構の活用方針(町内全22地域中)

※全地域が中心経営体への集積の際には、原則として農地中間管理機構に貸し付けるとしている。

▼今後の地域農業のあり方

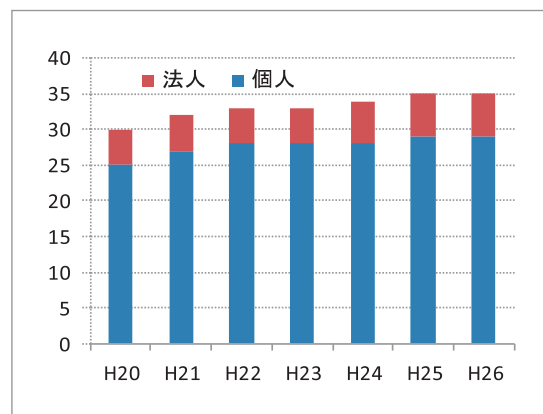
複合化	水稻と併せてソバを生産、加工し、夏ソバ、秋ソバをブランド化して販売していく。
6次産業化	地域の特産品をつかった加工品の製造販売。 県の伝統野菜として登録された野菜を増産し、加工・販売を目指す。
新規就農の促進	地域の中心となる営農組織にて研修生を受け入れ、地域に根付いた新規就農者の育成に取り組む。 安定的に継続可能な営農を目指し、集落営農組織等の設立を検討していく。 個人の大規模農業者は、農業の継続のために法人化を目指す。積極的に研修生を受け入れ、後継者育成を図る。
面的農地集積	集落営農組織を継続させ、地区内農地の面的集積を今後も進める。 若手の中心経営体へ集積し、大規模な団地化を図る。 中心経営体が屋敷田(宅地に隣接する田)も含め集積できる体制を整える。 山際等の耕作されていない農地の活用や農地の集積について、区内に組織を立ち上げ活用方法を検討する。
園芸導入・定着	認定農業者を中心に引き続きブドウやトマトなどの園芸を定着させる。
鳥獣害対策	ヤギの放牧による山際の雑草対策を行うことにより、有害獣の農地への侵入を防ぐ。 日本型直接支払制度を活用し、中山間地域の獣害対策や山際の草刈りを定期的に行う。
その他 (日本型直接支払制度の活用)	日本型直接支払制度を活用し、地区内の農道や水路の補修、中山間地域の農地の保全に取り組む。 日本型直接支払制度を活用し、非農家の協力も得ながら地区内の農地の維持管理や農村環境の保全を図る。 日本型直接支払制度を活用し、山際の草刈り等を行い、中心経営体のサポートを行う。 日本型直接支払制度を活用し、遊休農地の管理や農地の景観等を保全していく。

〈認定農業者関連〉

▼認定農業者の数

	個人	法人	合計
H20	25	5	30
H21	27	5	32
H22	28	5	33
H23	28	5	33
H24	28	6	34
H25	29	6	35
H26	29	6	35

(美浜町農林水産課調べ)



▼町内の認定農業者の現状 (H26.3.31 現在)

認定農家数		地域別	平均組織人数	平均年齢	平均経営面積 (ha)	
個人	29	東地区	10	1.60	60	7.30
		耳地区	14	1.78	61	8.40
		南地区	5	1.80	58	9.10
		北地区	0	—	—	—
法人	6	東地区	0	—	—	—
		耳地区	3	3.30	—	19.60
		南地区	3	10.30	—	20.66
		北地区	0	—	—	—

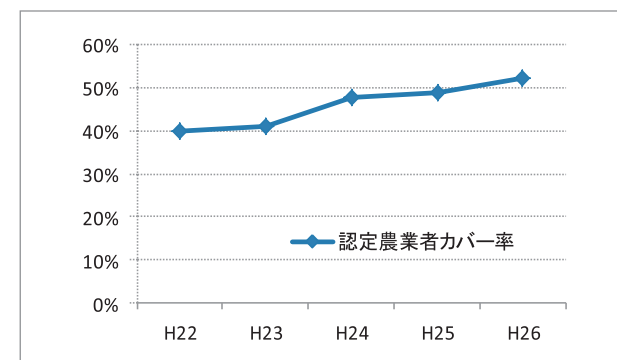
(美浜町農林水産課調べ)

▼町内耕地面積における認定農業者の経営面積

(単位：ha)

	耕地面積	水稻	大麦	大豆	そば	飼料用米	その他野菜等	合計	認定農業者カバー率
H22	881	284.5	18.3	1.4	15.2	0.5	32.0	351.9	39.94%
H23	878	275.9	17.3	3.3	15.4	5.7	42.0	359.6	40.96%
H24	878	343.4	17.8	3.2	17.3	10.2	25.7	417.6	47.56%
H25	877	358.2	17.7	3.3	12.7	9.7	26.4	428.0	48.80%
H26	877	360.8	25.0	4.2	16.7	21.9	30.6	459.2	52.36%

(農林水産省「耕地面積調査」及び福井県担い手育成に係る台帳より)



〈農業経営体関連〉

▼単一経営・複合経営の経営体数（美浜町）

※単一経営…主位部門の販売金額が8割以上 複合経営…主位部門の販売金額が8割未満 (単位：経営体)

	農作物を 販売した 農家数	単一経営農家									複合 経営	複合経営 農家の 割合
		合計	稲作	雑穀 いも 豆類	露地 野菜	施設 野菜	果樹類	花卉	酪農	肉用牛		
H12	539	524	513	—	—	1	—	—	8	2	15	2.78%
H17	414	397	383	—	1	1	2	1	7	2	17	4.11%
H22	344	324	313	2	1	1	1	—	3	3	20	5.81%

(農林業センサスより)

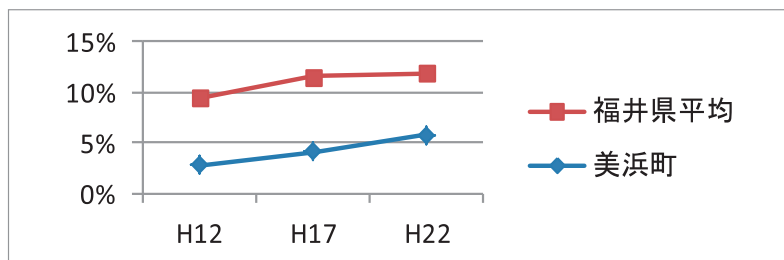
▼単一経営・複合経営の経営体数（福井県平均）

(単位：経営体)

	農作物を 販売した 農家数	単一経営農家													複合 経営	複合経営 農家の 割合
		合計	稲作	麦類	雑穀 いも 豆類	工芸 農作物	露地 野菜	施設 野菜	果樹類	花卉	その他 作物	酪農	肉用牛	その他 畜産		
H12	30,251	27,395	26,242	189	53	53	117	119	309	144	52	50	30	37	2,856	9.44%
H17	24,557	21,727	20,473	262	37	16	179	125	338	162	34	41	29	31	2,830	11.52%
H22	18,753	16,522	15,499	96	36	9	153	132	339	131	45	24	30	28	2,231	11.90%

(農林業センサスより)

販売農家数に占める複合経営農家の割合



〈鳥獣害関連〉

▼有害鳥獣捕獲数

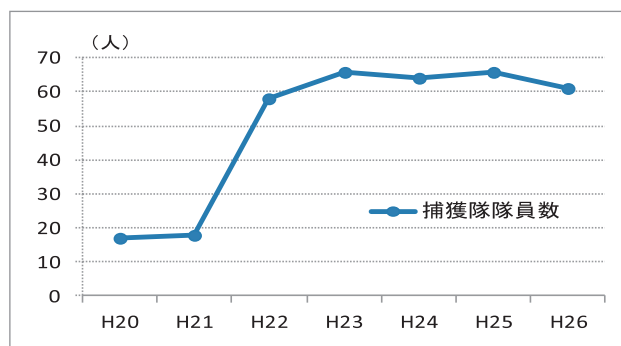
	シカ	イノシシ	サル	ハクビシン	アライグマ	ツキノワグマ	カラス	アオサギ	カワウ	合計
H22	1,471	583	145	44	3	5	14	16	0	2,281
H23	1,127	295	64	8	0	0	17	7	1	1,519
H24	1,002	435	111	29	5	1	15	0	0	1,598
H25	1,186	316	72	46	6	2	99	16	0	1,743
H26	1,650	500	95	90	13	2	240	4	3	2,597

(美浜町農林水産課調べ)

▼猟友会美浜支部会員数 (単位：人)

	捕獲隊
H20	17
H21	18
H22	58
H23	66
H24	64
H25	66
H26	61

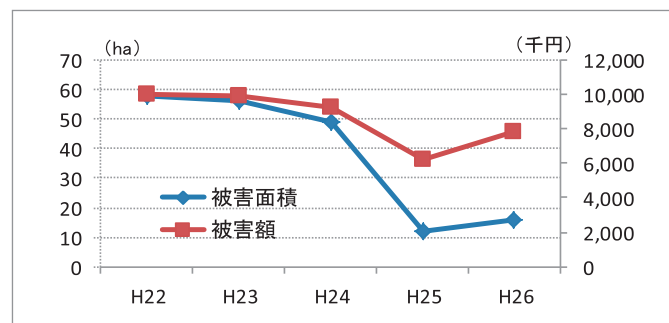
(美浜町農林水産課調べ)



▼鳥獣類による農作物の被害状況

	被害面積 (ha)	減収量 (kg/10a)	被害量 (t)	被害額 (千円)
H22	58	79.3	46	10,034
H23	56	89.3	50	9,974
H24	49	73.5	36	9,230
H25	12	191.7	23	6,198
H26	16	237.5	38	7,815

(NOSAI福井調べ)

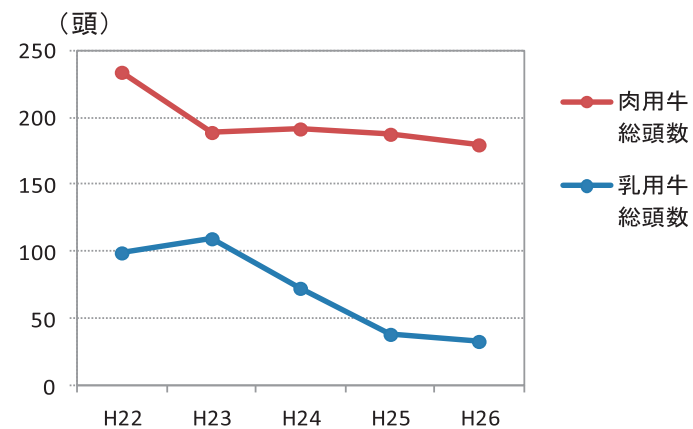


〈畜産業・堆肥化施設関連〉

▼美浜町・若狭町の畜産農家数・頭数の推移

調査年度	酪農家戸数	肉用牛飼養農家戸数	畜産農家戸数	乳用牛総頭数	肉用牛総頭数	合計総頭数
H17	8	9	11	233	272	505
H18	6	6	8	201	234	435
H19	5	7	8	156	255	411
H20	5	7	8	135	251	386
H21	4	6	7	110	256	366
H22	4	7	7	99	234	333
H23	4	7	7	110	189	299
H24	2	5	5	73	192	265
H25	1	4	4	38	187	225
H26	1	4	4	33	180	213

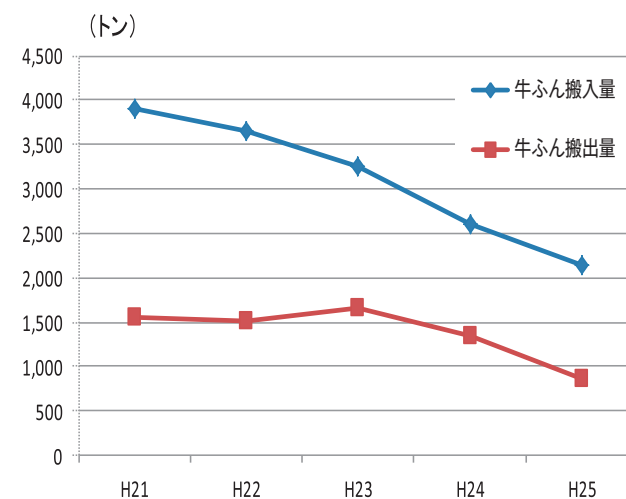
(美浜町農林水産課調べ)



▼エコクル美方堆肥化施設の牛ふん搬入量・施設稼働率・堆肥生産量の推移

年度	町別ふん搬入量 (t)			施設稼働率	牛ふん堆肥搬出量 (t)		
	美浜町	若狭町	2町合計		美浜町	若狭町	2町合計
H17	4,149	665	4,814	88.5%	1,453	379	1,832
H18	4,158	595	4,753	87.4%	1,238	388	1,626
H19	3,763	632	4,395	80.8%	1,101	408	1,509
H20	3,403	648	4,051	74.5%	1,152	474	1,626
H21	3,152	753	3,905	71.8%	1,100	459	1,559
H22	2,785	867	3,652	67.1%	973	540	1,513
H23	2,519	741	3,260	59.9%	1,237	428	1,665
H24	1,871	731	2,602	47.8%	888	448	1,336
H25	1,405	743	2,148	39.5%	659	202	861

(美浜・三方環境衛生組合調べ)

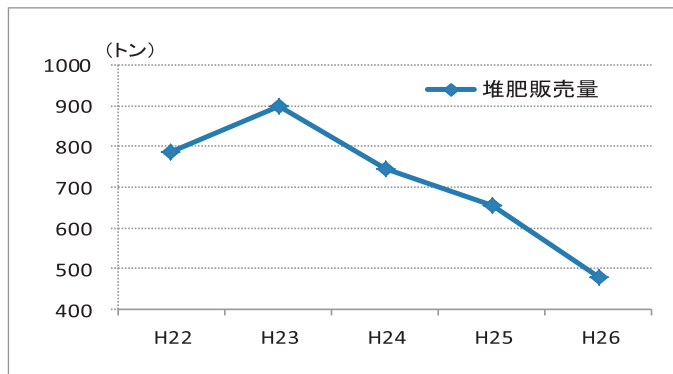


▼町内での牛糞堆肥の販売量

(単位：トン)

年	圃場への直接散布	袋販売 (15kg/袋)	合計
H22	711.5	72.9	784.40
H23	825.5	74.7	900.20
H24	690.51	55.2	745.71
H25	598.25	57.0	655.25
H26	421.5	57.5	479.00

(敦賀美方農業協同組合調べ)

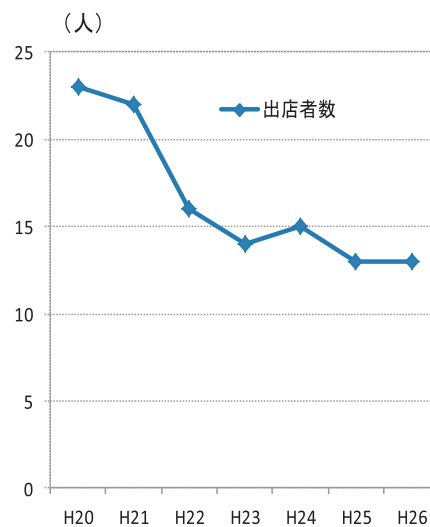


〈地産地消関連〉

▼ハートフル朝市 出店登録者数

年度	出店者数
H20	23
H21	22
H22	16
H23	14
H24	15
H25	13
H26	13

(ハートフル朝市の会調べ)



▼Aコープ美浜店

ファーマーズマーケット販売額等

年度	販売額 (万円)	出品者数 (人)
H23	1,300	22
H24	1,400	22
H25	1,400	22
H26	1,300	22

(敦賀美方農業協同組合調べ)

計画策定の経緯

会議等の名称	実施日	協議内容
美浜町農業基本計画策定に係る第1回懇談会	平成26年6月12日(木) (13人の農業等関係者が出席)	町の農業の現状、課題についての意見のとりまとめ
美浜町農業基本計画策定に係る第2回懇談会	平成26年7月7日(月)	前回の課題を踏まえての対策、目指すべき将来像や計画の項目として扱う内容の検討
第1回美浜町農業基本計画策定委員会	平成26年8月1日(金)	計画策定の趣旨の説明、確認 懇談会での協議内容の発表、検討事項・計画体系の協議
第2回美浜町農業基本計画策定委員会	平成26年9月9日(火)	検討課題を農地保全型、経営型またはその中間点に分類整理、主として農地保全型についての対策を協議
美浜町農業基本計画策定に係る 担い手農家ワーキンググループ会議	平成26年10月21日(火) (20人の担い手農家が出席)	担い手農家に対して国や県の農業施策を説明したうえで担い手農家における課題、必要な施策について協議
第3回美浜町農業基本計画策定委員会	平成26年11月21日(金)	WG会議で協議した経営型農業の課題を加えたうえで、全体の計画案を作成、各戦略及び施策について協議
第4回美浜町農業基本計画策定委員会	平成27年1月9日(金)	計画の基本構想、体系図、戦略、施策について協議 町への答申案を作成
策定委員会より町へ計画案の答申	平成27年2月4日(水)	北川委員長より山口町長へ計画案を答申
第5回美浜町農業基本計画策定委員会	平成27年3月30日(月)	答申した計画案を基に調整された計画内容について確認

美浜町農業基本計画策定委員会 委員・事務局

▼委員

No	氏名(敬称略)	備考
1	北川 太一 (委員長)	福井県立大経済学部教授
2	秋山 健一	指導農業士(水稲・野菜・施設園芸)
3	秋山 省治	美浜町農業委員会 会長
4	浅妻 弘	農事組合法人 おおやぶ愛耕会 代表(認定農業者/水稲)
5	足立 修一	新規就農研修生/地域農業サポートセンター地域マネージャー
6	石丸 清美	美浜町消費者推進委員
7	石丸 勢津子	石丸牧場/せっちゃん家のケーキ屋さん経営/前美浜町農業委員(認定農業者/水稲・畜産)
8	石丸 好通	兼業農家(水稲)
9	上野 禎知	青年農業士(認定農業者/水稲・野菜)
10	木子 博文	株式会社 無限大 代表(認定農業者/水稲・野菜)
11	高木 孝子	美浜町食生活改善推進委員
12	長谷川 美恵子	有限会社 長谷川農園/美浜町農業委員(認定農業者/水稲・野菜)
13	藤本 悟	農事組合法人 新庄わいわい楽舎 代表(認定農業者/水稲・野菜)

▼事務局

No	氏名	所属等	備考
1	月岡 徹	福井県二州農林部 技術経営支援課	主任
2	橋本 信隆	敦賀美方農業協同組合 営農部	部長
3	平野 純一郎	敦賀美方農業協同組合 営農課	美浜担当課長
4	浅妻 孝彦	美浜町農林水産課	課長
5	伊藤 善幸		課長補佐
6	丸木 大助		課長補佐
7	上光 誠		主査

美浜町農業基本計画

発 行：美浜町

発行年月：平成27年3月

編 集：美浜町農林水産課

〒919－1192 福井県三方郡美浜町郷市25－25

TEL：0770－32－6706 FAX：0770－32－6050

ホームページ：<http://www.town.mihama.fukui.jp/>

E-mail：nohrinsuisan@town.fukui-mihama.lg.jp